茂原市まちづくり条例策定協議会 第6回会議 概要

開催日時

平成 26 年 6 月 27 日 (金) 13 時~

開催場所

茂原市役所 5 階 502 会議室

出席者

協議会委員 18 名 (うち 3 名所用のため欠席)

会議次第

- 1.開会
- 2.議題
 - (1) 提言書項目の検討について
 - ・第2章 情報の共有
 - ・第3章 市民参加のまちづくり
 - (2) その他
- 3.閉会

会議要旨

- 2.議題
- (1) 提言書項目の検討について

事務局(企画 政策課長)

関谷会長

- 13 時現在の出席者は15名。定足数に達したため、会議は成立した。
- ここからの進行は関谷会長にお願いする。
- すでにあらかじめ配布された資料があると思うが、今日改めて配られた 資料も含めて、事務局より説明をお願いしたい。

事務局(企画 政策課主査)

- 本日の資料は、あらかじめお送りした「協議会委員名簿」、「暫定稿(その2)」、「第5回協議会の論点の整理」、「傍聴者からの感想」及び「茂原市が手掛けてきた事例」である。併せて、市民の会の委員さんから、2枚の資料をお預かりしたので、お配りした。
- 傍聴者の皆様には、提言書を抜粋した資料と、感想等記入用紙をお配り した。
- 初めに、協議会委員名簿について。先月開催された茂原市自治会長連合会の総会において、丸嶋委員がこのたび副会長に就任されたので、役職を修正した名簿をお配りした。
- 次に、「傍聴者からの感想」について。前回の協議会より、傍聴者の方から感想をいただくということになり、事務局で取りまとめたものをお配りした。
- 次に、「暫定稿(その2)」について。前回の協議会において、「第2章 情報の共有」の暫定稿をご確認いただき、さらなる修正意見をいただいた。また、第3章のうち第8条・第9条についても、暫定的な合意に達しているので、これらを受け、事務局において「暫定稿(その2)」を作成した。

- 第5条は、前回(事務局より)申し上げた情報公開条例や(地方自治法の)附属機関の規定を引用する際の、条例特有の言い回し(例:茂原市情報公開条例(平成24年茂原市条例第20号))について、形式的な修正を加えたほか、前回、「市の基本的な政策とは何か」というご質問をいただいたので、第3項の解説の3番目に加えている。
- 第6条も、個人情報保護条例を引用する際の、条例特有の言い回しを修正した。
- 第7条は、第2項の「講ずる」という表現を修正した。
- 第8条は、第2項の「知る権利」がペンディング、保留ということになったので、「未定稿」としている。また、「市政に関する情報」なのか、「まちづくりに関する情報」なのかというあたりもペンディングとなっている。前回の協議会における議論に基づき、第2項「知る権利」の解説として、「市民が公共の福祉に反しない範囲で市政(まちづくり)についての情報を知ることができる」という文言を修正した。
- 第9条については、「参加する権利に伴って生ずる役割や責任」という 議論があったので、第9条第1項の解説にその旨を付け加えた。また、 「参加する人が地域にとって大切な人材である」「まちづくりに参加す ることがこれからは大切になる」という議論もあったので、それらを条 文に反映するのではなく、解説に加えた。以前、条文の中にあった「参 加しなかったからといって、不利益を被らない」という表現についても、 解説に移した。
- 第 10 条については、暫定合意ということにはならなかったが、たたき 台を示して改めてご確認いただくということになったので、たたき台を お示しした。第 8 条第 2 項の「知る権利」と同様に、第 10 条にも「市 政」または「まちづくり」への参加という表現があるが、これもペンデ ィング(保留)となっている。
- 第1項の解説には、「市民が責任を伴いながら参加する上での、権利行 使の環境整備」という旨を加えている。
- 第2項については、第1項で規定された「参加しやすい環境整備」によって、市民から提出された意見や提言を多角的かつ総合的に検討し、市政運営に反映するように努める旨を規定した。
- 第3項として、提出された意見の結果を公表する旨を、第13条の「意 見公募の手続」から移動させ、新たに追加している。
- 「第5回協議会 論点の整理」については、前回の会議の終盤において、 関谷会長に第10条から第13条までの交通整理をしていただいたので、 事務局で資料として取りまとめた。本日は、この資料を元に、さらなる 議論をお願いしたい。
- 「茂原市が手掛けてきた事例」について。前回の協議会の終盤で、丸嶋 委員からご要望をいただいたので、事務局において資料を作成した。

- ①のねぎぼうずについては、安全・安心で新鮮な農産物を消費者に提供するため、市が施設を整備し、直売所の運営組合が運営している。「旬の里ねぎぼうず」という名称そのものも、市民からの公募により選ばれている。
- ②のもばらふるさと塾については、消費者と生産者の交流の機会として、バスツアーで生産者の畑などを回るものであり、イチゴ狩りやしいたけ狩り、菜の花摘みなどの農業体験の仕掛けをしているもの。
- ③のわん!だふるタイムについては、平成 17 年頃に子どもを狙った不 審者の事件が全国で相次ぎ、地域で見守る目を増やすため、子どもたち の登下校時間である朝 8 時と夕方 3 時に合わせて、地域の皆さんに犬の 散歩やウォーキングをしていただくことを市民の皆さんにお願いする 活動である。
- ④の成人式については、平成 13 年から新成人による運営となり、内容 も新成人自らが考え、実施しているもの。
- ⑤の花いっぱいコンクールについては、地域の環境を整備し、花を愛する心を育てるため、個人の部、団体の部、学校の部を設け、審査員が審査して最優秀賞を表彰しているもの。
- ⑥のハートフルフェスタについては、男女共同参画社会づくりの推進には、市民一人ひとりの意識改革が必要であり、以前は講演会等を市が企画運営していたが、それを公募による市民委員の企画運営とした事業である。
- ⑦のモバコンについては、いわゆる婚活パーティーを街中で行う、「街コン」と呼ばれるものであり、若手職員から成る「商店街再生計画委員」の提言が元になり、昨年初めて開催された。今年も、七夕まつりが 60 周年ということで、プレイベントとして 2 回目のモバコンが開催される予定となっている。
- ⑧のホームページバナー広告については、民間活力の活用と公共資源の 有効利用ということで、ホームページの右上の方に公告スペースを設 け、1枠1か月1万円で広告料をいただき、自主財源の確保策としてい るもの。
- ①~⑧のいずれも、市が仕掛けて、市民の活力を引き出すという視点で行われている事例として、ご紹介させていただいた。委員の皆様からも、他にもこういう事例があると紹介していただければ幸いである。

- 今、「第3章 市民参加のまちづくり」に検討が移っているが、その前に、「第2章 情報の共有」のところで、暫定的な確認をいただいているものについて、形式的な修正があるということで、改めて示していただいた。
- 「第3章 市民参加のまちづくり」については、現段階である程度合意できていることについて、暫定稿に記載されている。

• 本日、第10条以降の議論に入る前に、暫定稿その2について、改めて確認しておきたい。意見等があれば、ご指摘をお願いしたい。

白土委員

本日配布された資料の中に、「修正の提案について」というものがあるが。

関谷会長

• 本日配布された資料に、第8条の関係も含まれているので、市民の会からお話を伺いたい。

犬飼委員

- 第8条については、第2項の「知る権利」が保留になっていた。他の章に移すという意見もあったが、市民の会としては、ここ(第8条)に置くが、第1項と第2項を入れ替える必要があるのではないかということになった。
- 理由のところにも書いたが、順序としては、知る権利があって、初めて まちづくりへの参加ということがあるのではないかという考えに基づ くものである。第8条の第1項と第2項を入れ替えるという修正案を提 出したい。

- お手元に暫定稿その2を置いていただき、その3ページに第8条が掲載されている。いま修正意見を出していただいたのは、このうち第1項と第2項の順序を入れ替えてはどうかということである。
- 「参加」も、情報があって初めて参加に繋がっていくということで、まずは第1項で「知る権利」を有しているということをうたい、第2項に「参加する権利」を有していることを明記するという順序に変更したいというご提案である。
- 特に内容ということではなく、あくまでも体裁、順序としてその方が論 理的ではないかというご提案である。
- 「知る権利」については、前回の議論の中で、情報に関する部分で集約 したほうがいいのではないかというご意見もあったが、今の市民の会の ご意見では、「知る権利」は参加と一体のものであり、それを踏まえた 上で、「参加」の広がりが出てくるという部分もあるので、順序を入れ 替えた上で、第8条を生かしていくということではどうかというご意見 である。他の委員の皆さんはいかがか。
- 第2章は情報に関する章であったが、主語が市及び議会となっており、 そこにある情報をひらくという趣旨で第2章が描かれていたとするなら ば、「知る権利」は市民の側から見た権利の一つという位置付けであり、 市民を主語にして考えた場合、まずは市民としてそのような権利を持っ ているということを確認し、それを踏まえた上で、各方面での参加を考 えていくということになる。
- 論理的な流れとしてそれが妥当ということであり、実際はスパイラル的、つまり、知ることによって参加することもあるが、参加することによって知ることもあるので、必ずしも一方的な流れにはならないということが前提である。あくまでも、条文の流れとして、一定の筋道を示し

たいというご意見である。

• 特段、支障がないということであれば、市民の会の皆さんからご提案いただいたように、知る権利を第1項とし、第2項を参加する権利、第3項を自主性・自立性の尊重という順序で、第8条を暫定的に確認するということにさせていただきたい。

委員一同 犬飼委員

関谷会長

(異議なし)

- 第2項で、「市政(まちづくり)」と両論併記の状態になっているが、市 民の会としては、この場(協議会)の結論に委ねたいと考えている。
- その部分については、この後の第9条以下にも関わってくる。
- 第8条の「市民の権利」というものは、狭い意味での政治や行政への参加ということを想定しているのか、それとも、それだけにとらわれない、もっと幅広い「まちづくり」を想定しているのか、それによって、文言が少し変わってくると思う。
- 今は第8条の「市民の権利」を議題としているが、第9条もその延長で「市民の役割」という話が出てきて、第10条は「参加の機会の保障」となり、現段階では市が主語になっている。「機会を提供する」ことや「反映する」ことがうたわれているので、第10条は明らかに「行政参加」を想定した提案になっている。第11条、第12条、第13条も、基本的には行政参加を想定した提言になっている。
- 第4章、第14条以降になると、一転する。「市民自治の仕組み」となっているが、基本的には地域や地域コミュニティが前提であり、「地域参加」や「コミュニティ参加」がうたわれている。これは、必ずしも「市政」とは限らない。
- この後の条文は、そのような流れになっているので、そのあたりを踏ま えると、第8条の「参加」をどこまで射程として入れておくのかという のが問題になる。
- 「市政」となると、行政と議会を含めて想定することになる。「まちづくり」となると、ややぼやけるところもあるが、必ずしも市政だけではなく、第4章以降の地域も含めて、トータルな意味での「まちづくり」という意味合いを持たせることができる。それらを踏まえて、第8条のあたりをどうとらえるか。
- 第8条の「知る権利」のところは、「市政に関する」ということでいいのかもしれないが、それ以降は必ずしも市政に関することではないので、どちらでもあり得るところではないかと思う。
- この後の条文や第4章も含めて、関連条文について全体を踏まえて確認 した方がいいと思うので、現段階では「市政(まちづくり)」と暫定的 にこのままにしておき、他の条文との関係も踏まえながら、最終的に第 8条第1項の文言をどうすべきか、後々立ち返りたいと思う。
- 暫定稿その2は、第9条、第10条まで掲載されている。第10条は論点

整理にもあるので、暫定稿その2としては、第9条までを確認しておきたい。

三浦委員

• 第9条第2項に「参加に当たっては」とあるが、「まちづくりの参加に当たっては」など、「~に」の部分がなくて分かりづらいのではないかと感じた。

関谷会長

• 第1項に「まちづくりの参加」という文言があるので、敢えて繰り返していないのかもしれないが、何かご意見はないか。

田中委員

• 今の(三浦委員の)考え方も分からなくはないが、同じ条文の中で第1 項があって第2項がある。別の条文であるならば、(まちづくりという) 文言を追加した方がいいかもしれないが、同じ条文なので、関谷会長が おっしゃったように、繰り返しをする必要のない文言なのではないかと 思う。今のままでもいいのではないか。

関谷会長

- 同じ条文の中の第1項を受けての話なので、同じ文言は繰り返さなくてもいいというテクニカル(技術的)な部分と、第8条のところで「市政(まちづくり)」という部分はペンディング(保留)にしてあるので、明確にする必要があるとするならば、「参加に当たって」の前に言葉を加えた方がいいかもしれないが、このあたりは「市政」や「まちづくり」の文言とも関係するので、現段階では暫定的にこのままにしておき、後ほど立ち返りたい。
- 第9条まで、特にご意見がないようであれば、論点を確認した上で、第 10条以降の議論に移ってまいりたい。
- お手元に、事前に配られた「第5回協議会 論点の整理」という資料を ご用意いただきたい。併せて、提言書の第10条の部分もご覧いただき ながら、ご意見を頂戴したい。
- 第10条は、「参加の機会の保障」である。第8条で権利、第9条で役割がうたわれ、第10条では、そのような市民参加の機会を保障することがうたわれている。
- 論点整理にもまとめられているが、提言書では、「市」が主語になっている。市民がいろいろな形で参加していくにあたり、その「参加」が具体的に保障されるような機会を設けるという趣旨で描かれている。前回出ていた意見では、市民に統一した方がいいのではないかということや、市だけでいいのかという意見もあった。
- 「まちづくりの計画、実施、評価の各段階」や、「提言・意見」という 文言が、前回の論点として挙げられていた。
- 第2項については、「意見や提言に対して」という表現の方が望ましい のではないかという意見が出ていた。
- 基本的な趣旨はご理解いただいていると思うが、この第 10 条について ご意見をお願いしたい。

犬飼委員

• 市民の会から、修正案を提出させていただいた。本日配布した資料の(2)

の第 10 条に関してという部分を併せてご覧いただき、修正案を提案したい。

- 修正案として、第 10 条第 1 項だが、知る権利とは異なり、参加の機会は、できれば広範囲のほうがいいと思うので、「市政」ではなく「まちづくり」を提案したい。
- 第3項は、意見公募、パブリックコメント手続のことが書かれているが、 市民の会としては、第3項を「市は、前2項による市民の意見等の措置 について、その結果を分かりやすく公表するものとします。」というよ うに修正していただきたい。
- その理由は、第2項で多様な参加の機会の提供を求めており、この第3項は、第7条の応答責任の公表を受けているので、市民の会としては、パブリックコメントという狭い範囲ではなく、もっと広範な意見・提言について、取り入れられたものも否定されたものも公表してもらいたいという内容になっている。
- 2つ目の理由としては、今申し上げたものと重複しているが、市からの求めに応じたものだけでなく、市民発の意見・提言の公表も求めている。暫定稿その2の第10条第3項の内容だと、パブリックコメントに限られてしまう。また、市から意見を求めたものだけの公表になってしまう。そうではなく、もう少し広範囲をカバーするものとして、この規定を設けていただきたい。

永長委員

- 第 10 条第 3 項についての市の考え方は、意見公募手続に限ったつもりではないが、いろいろな意見の中には、公表を意図していないものもある。出された意見をすべて公表するのは、相手方もあることなので、公表を前提とした意見として、第 3 項を規定している。
- 暫定稿その2の第10条第3項が少し分かりづらい表現になっているので、「市は、意見公募の手続により市民の意見の提出を求め、その結果を分かりやすく公表するものとする」と修正したい。「求めたときは」という表現が分かりにくいと考えた。
- 併せて、第 10 条第 1 項について、参加を市及び議会が保障するということなので、保障という意味では、せまい意味での「市政」のほうがいいのではないかと思う。「まちづくり」という定義は、共助として地域で住民だけで行うものも含まれているので、市として「保障する」ということであれば、「市政」なのではないかと思う。同じ条文の中で、「市政」と「まちづくり」が混在してしまうが、使い分けなくてはならない。
- 少しさかのぼるが、第8条第2項についても、狭義の「市政」ではない かと思う。

- ここも「まちづくり」や「市政」の定義に関することに関わってくるので、少しご意見をいただきたいところである。
- 改めて整理をすると、第10条第1項については、暫定稿その2では、

「市民の市政(または、まちづくり)」となっているところを、市民の 会の皆さんからすると「まちづくり」にしたいというご意見である。

- 永長委員からのご意見では、狭い意味での「市政」に限定した方がいい のでないかということだった。
- 第10条第3項については、「提出を求めたときは」という文言を「提出を求め」と変えるだけでいいというご意見と、「市民の意見等の措置について、その結果を分かりやすく公表する」、つまり、意見公募手続という文言を入れてしまうと、パブリックコメント等に限定されてしまうが、市民が意見を出すのはパブリックコメントだけでなく、いろいろな機会があってしかるべきなので、限定しない方がいいのではないかというご意見があった。
- 本日(市民の会から)配られた資料では、「前2項による市民の意見等の措置」と、前2項を受けての表現にするというご提案である。
- 「結果を公表する」ということも、どういう意味合いでとらえるか。公表を前提としているものとそうではないものがあるという視点もある。 それらも含めて、第10条についてのさらなるご意見を頂戴したい。
- もう少し噛み砕いて言うと、「参加の機会の保障」ということであるから、市民の方々がいろいろなところで意見を言い、提案をする権利がある。だが、それを行使する場や機会がなければ、その権利は絵に描いた 餅になってしまう。
- 例えば市がいろいろな計画をつくり、事業を進めていくというときに、 要所要所でいろいろな意見を出せる機会を市の方でつくらないと、市民 はなかなか意見が言えないだろうというご意見であり、それが「機会の 保障」である。それが豊かな形で保障されていれば、市民の方々はいろ いろな意見を言うことができるという趣旨である。
- 「市及び議会」となっているが、議会も市民の方々からいろいろな意見を募っていく場を、可能な限り設けていけるかどうか。このあたりは、議会でも今「議会基本条例」を策定中と伺っているので、そことの兼ね合いになってくると思うが、基本的には行政で機会を保障していく、議会も同じようにつくっていくということが想定されている。
- その場合、「市政」は行政や議会のプロセスの中で、市民がいろいろな 意見を言っていくということを指す。「まちづくり」とした場合には、 もう少し幅広くなるので、この部分は第8条と同様にペンディングとさ せていただきたい。
- 第 10 条第 2 項に、「意見や提言に対して多角的かつ総合的に検討した上で」という文言が入っているのは、いわゆる「縦割り行政」ということについて、もっといろいろな課を通じて検討してもらいたいということがあるが、それが一部だけにしか取り上げられず、役所内で横断的な議論がなされないまま終わってしまうということに対して、検討に値する

意見については、もっと横断的に検討してもらいたいという意味合いがある。それをどう反映させていくのかは、もちろんケースバイケースになるが、反映するように努めるとされている。

- 第 10 条第 3 項が入っている趣旨というのは、市としてどのような対応 をしたのか、どういう意見が出たのか、また、それに対してどのような 形で反映するにいたったのか、反映しなかったのかということを、可能 な限り共有したほうがいいのではないかということである。
- 例えば、パブリックコメントであれば、出された意見は基本的にすべて 公開され、それについて市としてどういう対応をしたかも公表される。 「一部反映した」とか、「この部分については既に含まれているので、 それをもって読み替えた」などの回答が出されていると思う。それをパ ブリックコメントだけに限らず、他の機会を通じて出された意見につい ても、市としてはこのような対応したなどの情報を発信すべきではない かという趣旨で、この第3項が入っている。それらを踏まえた上で、第 10条をどのようにうたうのか。

中山委員

- 行政への意見や要望、パブリックコメントの話などが出ているが、例えば、パブリックコメントについては、いま関谷会長がおっしゃったように、市は基本的に全てに応えていると思う。その確認をしたい。
- 意見、要望があった場合には、かならず「それに対してはこうである」 という話をしていると認識しているが、そのあたりはどうか。

事務局(企画 政策課主査)

- パブリックコメントについては、以前要綱を皆様にお示ししたとおり、 重要な政策等の決定前に、案の段階で公開し、その案に対する意見が寄せられるので、「採用した」「その考え方は既に含まれている」などを示して公表することになっている。パブリックコメントについては、公表されることを前提に意見を集めていることになる。
- 後段でお話のあった意見や要望については、「市長への手紙」や「市長と話し合う会」などの、市民の意見をお聴きする機会を設けている。
- 「市長への手紙」では、(意見を提出した)ご本人には検討した結果を お伝えするが、本人以外には「このような意見があって、こう対応した」 ということは、基本的には公表していない。
- 内容が個人的な要望であるなど、意見等をいただく際に、質問者は、公表されることを前提に提出していない。ご本人にお応えするという意味では、前回議論になった「応答責任」ということになるが、一般的には公表していない。

中山委員

• パブリックコメントに基づくものについては、公開して質問・要望に応え、市長への手紙等については、個々に回答しているとのことであったが、市民の会の皆さんは、市長への手紙等で寄せられたものについても、すべて公開せよということなのか。ここで言っているのは、「意見の提出を求めたときは、その結果を分かりやすく公表する」ということであ

犬飼委員

- り、全体的に求めていない個々の部分は良いというとらえ方なのか。
- 第 10 条第 2 項の 1 行目に「多角的かつ総合的に検討した上」という文言が付いている。これは、先ほど関谷会長がおっしゃられたように、役所の中の横の連携ということもあるが、市民の意見や提言の中には、あまりにも個人的過ぎるなど、市政に関わりのないものも、たくさん含まれているかもしれないし、そうではないかもしれない。それらを検討した上でということなので、先ほど永長委員が「全て」という表現をされたが、市政やまちづくりに関わらない「全て」を載せよということではない。
- 市民の意見の中には、良いアイディアもたくさんあると思うし、困っていることが自分たちの地域と共通しているということもあると思う。それを知らされていると、共有できる。
- 今日資料として配布された「市が手掛けてきた事例」などもあるが、このようなことについても、市民の意見をもっと取り入れていけば、もっと広がっていくのではないかと思う。
- そのような情報を共有するということはとても大事であり、そのような環境を開くために、知らせていただいた方がいいと思うので、第 10 条 第 3 項の修正をお願いしたい。

関谷会長

• パブリックコメントは、ある程度応答がなされていると思うが、市長へ の手紙の回答はオープンにされていない。

事務局(企画 政策課長) 高信委員 個人から回答の希望があれば、その質問者に対して回答している。

関谷会長

• その他にも、市長と話し合う会は誰でも参加できる旨が広報紙に掲載されている。

高信委員

• 個別の懇親会のようなものや、タウンミーティングのようなもの、市長 への手紙、パブリックコメントなど、意見や提言等をする機会がたくさ んある。

関谷会長

• 何か行事があるときは、必ず市長や副市長などがお見えになり、あいさつをしたり、地域の話を聴いていったりしてくれている。他にも、市議会議員なども来てくれる。頑張っているのではないかと思う。

• おそらくそうであるが、機会が設けられているところはいいが、もっと 違った場面で、意見を伝えたいのに伝えられないということもあるので はないかと思う。そういう部分もあるので、これをルール化しようとい うのが、今ここで議論しているところのポイントである。

高信委員

• 茂原市の人口がどれくらいかはわからないが、一人ひとりの意見を聴くとなると大変だと思う。自治会単位では、毎月やっている。その上の集まりもあり、返答もちゃんと来る。困った事例などをたくさん持ち帰ってもらって、「これは時間がかかる」とか「これは無理」とか、「県に話を持ち上げていく」など、人として話し合いができていると私は思う。

一人ひとりでは、困るのではないか。地域でまとめていき、いろいろな ところで発信する場所があると思う。

中山委員

• パブリックコメントは(公開) OK だが、その他にも重要な意見等がある。それらを市の中で決定したときには、重要な部分は知らせているのではないか。市民の会の皆さんがおっしゃっているのは、抽象的になってしまうが、「こういうものは公表しなさい」という基準がないと、何の公表が求められているのか分からないのではないか。その辺りは、どうお考えか。

犬飼委員

- 市政に関して、「こういうことがあったらいいのではないか」ということもあるし、防災等のこともある。地域の活動など、市民には市が関わってやってほしいことがさまざまあると思う。そういう機会をひらいていくということは、まちづくりの基本ではないか。さまざまな意見を拾っていくということは重要であり、そういう機会や場をつくっていくことはとても大事である。
- 出された意見を共有していくことも、みんなが協働していく上では大事なのではないか。「どういう意見を」と限定するのではなく、市民から寄せられた意見は、何らかの機会で公表すべき。そういう施設や場所があれば、集めやすいのかもしれないが。
- 出された意見に、自分もそう思う、改善してほしいということもあるのではないか。取り上げることが難しいものや、自分の意見は出してほしくないという発言もあったが、そういう場合もあり得る。それを「多角的かつ総合的に検討した上で」という部分でふるいにかけられるのではないかと思う。
- 意見等を市民同士が共有するということがとても大事だと思う。そういう場がひらかれていくと良いと感じている。

関谷会長

• この部分が議論になるときによく言われるのは、どこでどんな議論がなされているのか、意見が出されているのか、オープンにしようということである。例えば、駅前商店街をどうしようかということを、関係者だけで議論しているという実態がもしあるとするならば、その関係者でない人は意見を言えないのか。また、関係者の中でどのような議論が出ているのかを知りたいという話が出ていることもあり得る。あるいは、子育てや地域の活性化をどうしようかなど、いろいろな議論がある中で、それが一部にとどまっているのではまずいのではないか。どんな意見が出ているのかをオープンにしていくことが、ポイントの一つとしてある。そのためには、提案された意見や提言は、原則としてオープンにするということが必要になる。オープンにしてほしくない場合には、それなりの措置の仕方があると思うが、ここで言わんとしているのは、原則オープンにするということであると思う。

丸嶋委員

皆さんの今までの議論を聴いていて、全然わからない。抽象的で、想定

の上に想定を重ねており、まったくわからない。

- 今日、市民の会から「地域まちづくり協議会」のイメージが配られたが、 私たち自治会の立場から見ると、誠に素晴らしいと思う。私は、このイメージを頭に置きながら、情報公開などを考える。まちづくり協議会が どのような形で実現するかわからないが、各地域の社会福祉協議会が中 心となってまちづくりを行っている。それとどう重なるかは、これから の話になってくると思うが、茂原市の中の「地方の時代」とは、このよ うなものが各地域にできることだと考えている。
- 各地域が競争し、よその地域よりもいかに良くしていくか。そうした場合、市が持っているノウハウをぜひ公開してほしいし、市の方も、運営上、他の地域のまちづくり協議会とのバランスなどをいろいろ考えた上で、情報提供をしていく。この図(まちづくり協議会のイメージ)を見ながら条文を読めば、回りくどい、分かりにくい意見を言うよりも、よっぽど分かりやすいのではないか。
- 皆さんの前提として、こういう具体的なものを頭に想定して、議論をしていただきたいと思う。

関谷会長 丸嶋委員

- この図は、おそらく第4章に関わってくるものだと思う。
- 「まちづくり」という文言が第3章にも入っているので、それを頭に置いて議論をしていただきたいと思う。第4章だからこの話は抜きにするというのであれば、ますます皆さんの話が分からなくなる。

河野委員

• 先ほど関谷会長からお話があったように、こういう問題が出てきているのは、例えばパブリックコメントについては、結果についてどうなのかということではなく、出てきた過程をオープンにしてほしいということである。行政がいろいろな事務を行うが、その過程をオープンにしてほしい。おそらく、いろいろなことがオープンにされておらず、パブリックコメントも数件でしかない。ある面では、アリバイづくりではないかという声もある。そうではなく、もっと前から情報提供をし、市民に分かりやすくやってほしいということで、このような「参加の機会の保障」というのが出てきている。

- 第 10 条のポイントは、先ほど申し上げたように、参加の機会を可能な限りひらくということ。第 2 項は、いろいろな入口や機会を通じて出てきた提言を、市や議会がどう取り扱うのか。「意見は承った」として、そのまま返答もないというパターンは、運用上はおそらくいくらでもあるのではないか。
- パブリックコメントなど、正規の手続きがある程度固まっているものについては、その手続きに基づき、きちんと返答がなされると思うが、それ以外の部分については、丁寧な返答がどこまでなされているのか。少なくとも、ルールが存在していない限り、それは担当者の裁量で動いていくということになる。

- 熱心な担当であれば、検討の経過など、いろいろなことが市民に伝えられるが、必ずしも熱心でない担当がいるとするならば、それが相手に伝わらない。担当になった方の裁量で、その返答が行われているとするならば、それではまずいので、きちんとルール化しようというのが、この第10条第2項である。
- 第3項は、結果を公表するということであるが、私の個人的な意見としては、結果ももちろん大事であるが、検討プロセスの中身や、ダメな場合はダメな理由と結果を公開していくという方が、むしろ健全ではないかと思う。つまり、職員の立場からすれば、提案されたことをすべてやらなくてはならないのかということになる。提案には、できることと、できないことがある。できないことの方が多いかもしれない。でも、できないことを、できないなりに、「内部ではこのような検討をしたが、このような理由で、今はできない」ということがきちんと説明できれば、市民とすれば一定の納得がいく。その理由も説明されないまま、「ダメなものはダメ」という返答しか返ってこなければ、不信感が膨らんでいってしまうだけではないかと思う。
- 提案がなされたときは、まずはきちんとそれが議論の俎上に乗るかどうか。そして、検討がなされ、ダメな場合はダメな理由がきちんと説明されるのか。それを含んでいるのが、この第 10 条第 3 項の意味合いなのではないかと、個人的には理解しているところ。

白土委員

- いま関谷会長がおっしゃったこともよくわかるが、そうすると、この文章はちょっと表現の仕方が違うのではないか。
- 先ほど、河野委員もおっしゃっていたが、過程がやはり重要である。「結果を分かりやすく公表する」と書かれているので、自分たちが求めているものとは表現が違うのではないかと感じた。
- 全部が全部できるわけではないので、先ほど自治会というお話も出ていたが、どうとらえて、どうやっていったかという過程も公表するという意味合いも含めるべき。どう表現すべきかは分からないが。
- 他の自治会で行われていることが全く公表されていないとすれば、似たようなことをやりたいと考えたときに、参考にできないと思う。

中山委員

- この第 10 条第 3 項は、市が意見を求めたことについては公表するとうたっている。市民の会の皆さんは、市民の皆さんにいろいろな意見や要望があるだろうから、要望が出たものについては、できるだけ多くのものを公表してほしいということか。
- そうだとすれば、先ほどから言っているのは少し違うのではないか。敢 えて言えば、市が意見公募やパブリックコメントでなくても他の関係で 聞いたことについては、市はきちんと公表する。たまたまここでは結果 についてのことを言っているが、市長への手紙など、個々の方からいろ いろな意見・要望が寄せられており、市全体で重要なものもあるかもし

れないので、ぜひ公表してもらいたいという受け止め方を私はしている。どうも噛み合わないが、市民の会の皆さんが思っていることは、この第3項から言うと違うのではないか。

• 第3項は、あくまでも市がお願いしたことについては公表するということであり、市民の会の皆さんがおっしゃっているのは、市民からたくさんの意見や要望が出ているが、必要なものはできるだけ皆さんに教えてはどうかということではないのか。

犬飼委員

- ・ (中山委員が)おっしゃった趣旨を私がうまくキャッチできているかわからないが、市が求めたものについて公表するのではなく、市民からできるだけ意見が集まる機会を設けて欲しいというのが、参加の機会の保障の第1項である。そして、意見や提言に対して、市の方で妥当だとか、法的に見てもそぐわない、あまりにも個人的な意見だとか、そういうことがあると思う。市政に反映できるものと、できないものもある。市民の中には、意見は出すが、それを公表してほしくないと考える人もいる。
- 寄せられた意見を、市民みんなで共有しようというのが、第3項である。

鈴木(敏)委員

• 第1項と第2項は、市民が意見や提言を出しやすいことを述べていて、 第3項になると、「市が求めたとき」に限定されてしまう。文言を変え ないと、市民から出てきた意見がこの中に入ってこなくなってしまう。 市民の皆さんから出た意見全般のことを言っているのに、第3項になる と、「市は」という限定になってしまう。市が求めていないものは、出 さなくてもいいと受け止められかねない。

犬飼委員 田中委員

- 第1項・第2項と第3項が噛み合っていないということである。
- 議論が噛み合わない最大の原因は、市民の会の方が出された修正提案の 第10条第3項について、具体的にこのように変えたいという文言が出 ているが、質問者は、何もかも全部は出せないのではないかという見解 に立ち、「市は意見公募の手続により」という文章に則って発言してい る。市民の会の方は、「市は、前2項による市民の意見等の措置につい てその結果を分かりやすく公表する」という文章を前提に答えているこ とである。これでは全然噛み合わない。
- 一番の問題は、第2項で出てくる意見等について、パブリックコメントだけでなく、インフォーマル(非公式)な形で出てくる意見や見解について、どう対応するかということである。実際に、どのような形で提案されても、市の側は都合のいいところだけをつまみ食いしているのではないかという前提で見てしまうと、100%全て公表しなくてはならなくなる。永長委員もおっしゃっていたように、非常に個人的な部分も含めて、話が出て行ってしまうこともあり得る。そこのところは、個人情報保護条例なども含めて言えば、非常にやりづらい部分も出てくる。
- 市民の会の案も分からなくはないが、市がある程度整理して出せる範囲 があるので、基本的には、永長委員がおっしゃったように、パブリック

コメントのように結果だけの公表ではなく、検討経過についてもある程 度詳細な形で出していくことが必要なのではないか。

- 市長と話し合う会などについても、かなりコンパクトにまとめられて、 公表されている。あれだけだと、そこの場での受け答えはそうだったの かもしれないが、実際、それで終わってしまっている。担当セクション を含めて、トータルで関係するところの意見はどうなのかということ が、今の公表の体系では不十分だと思う。
- パブリックコメントのように、市が求めている意見については答えられるが、それ以外は除外した方がいいのではないかという感覚を持っている。以前も言ったかもしれないが、行政サイドがこれまでいろいろな形で公表してこなかったことについて、いろいろ議論が出てきてしまうとどうしようもないので、いろいろな議論をある程度選別せざるを得ないというのが大前提としてある。それがある限りにおいては、重要なものはこれですべてなのかと言われても、行政サイドにとっては、今の段階でさほど重要ではない分野も、市民のサイド、まちづくりというある地域のブロックでいうと、そうではないということもあり得るので、噛み合わない議論が続いてしまうのではないかと思う。

関谷会長

- もう一度整理をさせていただくと、第 10 条で言わんとしていることの エッセンスとしては、5 つのポイントがある。
- 一つは、「提案」である。どのような形で提案がなされるのか、その提案の機会を可能な限りつくっていく。これが第1項に相当する。
- 2つ目は、「検討」である。提案された側で、それをどう検討するのか。
- 3つ目は、検討した上での「理由と結果」である。
- 4つ目は、「公表」である。検討した上で、このような理由でやる、やらないということを、どういう意見が出ていて、どういう検討をなされたのかを「公表」する。
- 5つ目は、「反映」である。できる部分については、それを反映させてい く。
- 提案、検討、理由と結果、公表、反映の5つの要素が、第10条の中に ちりばめられており、どこまでを盛り込むか。提案の中身については、 市が求めたことだけではなく、市民の方から出てきたものも含むという ところまで幅を広げた上で、「提案」をとらえていただきたい。その上 で、いま申し上げた5つの要素を全て盛り込むということで、よろしい か。その5つでよろしければ、それをどう文言に落とし込むかは、次回 までに文面を定めさせていただきたい。
- とりあえず、5 つの要素を盛り込むということでいいかどうか、ご意見はいかがか。

林委員

第10条の項目について、議論を聞いていると、提案から反映までの過程の中で、河野委員がお話しされたことでは、公表は当たり前だが、中

身の過程を公表してほしいということであった。中山委員もそうおっしゃっていた。

- 資料の中に、ねぎぼうずの件があったが、発足して 10 年が経ち、10 年前は道の駅ブームで、どこの地域でも盛んにつくられていた。ねぎぼうずは、農政課が主導し、立ち上げたと聞いている。農村のおじいちゃんおばあちゃんに生産者の公募をしたと聞いた。あの地域は、大雨になると湖のようになってしまう。都市計画が入った中で、あの地域に道の駅のような大きなものを、ショッピングセンターを含めての計画があったように聞いている。現在はとん挫しているが、小さい規模ではあるものの、農政課の指導で、土地を求め、建物を建て、組合を募って実現した。
- その過程は、若い人たちの発案であり、いちいち過程の中で公表すると、まとまるものがまとまらないということが出てきてしまう。農協に出荷する人もいるし、他の地域の道の駅を見ると、JAがかなり行政とタッグを組んでやっているところもある。これを過程の中で公表してしまうと、まとまるものもまとまらない。JAがいま問題になっているが、大きな組織であり、小さい農家はおおむね農協過程では出荷できない。いろいろな規制があり、道の駅でもかなり縛りが大きくなっている。安全・安心が基本になっており、やってくれたからといって出していいということにはならない。
- 過程の中を全部公表してしまうと、できるものもできなくなっていく。 できたものをオープンにするのはいいことだが、つくる過程の中でオー プンにせよというのは、非常に問題があると思う。
- ねぎぼうずも、規模は小さいが、まちづくりの一つだと思う。大型バスが停められるようなものが本来の道の駅、農産物直売所である。千葉県には大きな観光地はないが、まちづくりのための大きな道の駅ができているところもあるので、もう一つ考えていただければありがたい。

関谷会長

実際にやっていると、いろいろな意見も出てくるし、プロセスの中でいるいろなことを固めていかなくてはいけないので、全部オープンになってしまうと、まとまる話もまとまらなくなってしまう場合もある。そのプロセスをどうとらえるべきかということで、河野委員のご意見はいかがか。

河野委員

- 暫定稿その2の1ページ、解説の3つ目に、「基本的な政策」が記載されているが、パブリックコメントを出す前に、いろいろな議論があると思う。そういう意味での公表であり、いま林委員がおっしゃった農協云々ではなく、市のやろうとしていることについての過程をもう少し出してほしいということで、私から申し上げた。
- 「市が意見公募等の手続で市民の意見の提出を求めたとき」というのは、確かにそうであるが、パブリックコメントの募集が出てくる前の過程をぜひオープンにしてほしい。そうすると、納得できることもあるし、

先ほど話が出ていたように、できることもできなくなってしまうことも あると思う。行政は、できないという理由をきちんと示して、公表して いただきたい。

永長委員

- 「結果の公表」とあるが、私どもは「結果」を、ただダメということだけでなく、理由も含めての「結果」と考えている。
- 「過程」というお話だが、市民の意見等ではなく、情報という意味での「過程の公表」というように受け取った。先ほど田中委員からもお話があったように、私どもとしては、市民の皆さんから出される意見にはいるいろな場合があり、これをすべて含めて、結果を分かりやすく公表することには無理があると考えている。条例をつくった以上は、それをきちんと守らなくてはならなくなる中で、総合的に判断して、取捨選択するというファジー(あいまい)なものでもいけないと考え、「パブリックコメント」(意見公募)とした。
- 第1項で「意見や提言を出しやすく、参加しやすい多様な機会を提供する」としており、基本的にはパブリックコメントを想定している。それ以外にも、表現を考え、もっと市としても意見を求める機会を増やさなくてはならないのかもしれないが、市民の皆さんからいろいろなご意見があるものについて、それをパブリックコメントとしてお聴きしようとする必要があるのかもしれない。今までは、基本計画など限定されたものに対してパブリックコメントを募集していたが、制度としては、これを使って、より多くの人から意見を聴き、反映させるものであり、全てというのはオーバーかもしれないが、いろいろなところでの意見等を公表するのは難しいので、ルールとしてある程度絞らざるを得ないのではないかと思う。
- 今までのパブリックコメントの件数や対象は、あまりにも狭まっているのかもしれないが、それは第10条第1項のところで、「参加しやすい多様な機会を提供する」となっているので、今後、パブリックコメントの内容も、もう少し身近なものになっていくのではないかと考えている。それは市が努力する部分なので、ご理解をいただきたい。

- おそらく、大方の市民の方が思っているのは、パブリックコメントは、 最後の最後で固まったことについて求められても、意見の出しようがな いという不満である。多くを目指しても、結局 0 件や数件しか出てこな いというのは、おそらくそのような理由からである。
- 決まってしまったことよりも、もう少し手前の部分で、やり取りができないのかという思いが、おそらく市民の側にはある。それが、過程・プロセスという話にも関わる。そのあたりをどう考えるのかが一つ。
- 公表の部分については、市がいろいろな意見を聴きながら検討をしているが、その検討のプロセスを全て公開せよということなのか、それとも、いろいろな意見を聴いて内部で検討し、とりあえず一定の結論を出した

ときに、出す段階で結果を公表すると同時に、「いろいろな意見があったが、このような理由でこのような結論を出すに至った」というように、 結果を出したことを理由や議論の経過とともに公表していくのか。その あたりは詰めておきたい。

田中委員

- 永長委員から、パブリックコメントをもう少し早い段階からというスタンスのお話があり、私も昔やっていたことで少し思い出したこともあるが、政策決定をしていくときに、私がいま担当している民生委員のことで考えると、新しい福祉施策をやろうとするときに、他市町村の件などでいろいろなアイディアが出てくる。だが、市の財政から考えると、あっちもこっちもというわけにはいかない。例えば、基本的なアイディアを出して、市民の方からいろなアイディアを出していただく、それについてある程度整理をし、決定したわけではないが、優先順位としてはこのような順番で福祉政策を進めていきたいとし、それに対してまた意見を求める。政策決定までに時間がかかるが、二度三度と出していくという形で考えていけば、財政状況からすると優先順位一番くらいしかできないかもしれないし、二番三番くらいまでできるかもしれない。そういう過程の中で、ある程度意見集約を二度三度やることによって、市民の考え方を整理し、新しい施策を展開することができるのではないかと思う。
- その場合は、以前から議論になっていたように、計画のスタートライン のところからということになると、実現するまではけっこう時間がかか る。それは、市民の方にもある程度理解していただき、覚悟していただ かないと、大方の理解を得てまちづくり、一つの施策をやっていくとき に、一度言ってまとまって次へというように、簡単にはいかない。
- たしかに、新しい施策をやっていくためのアリバイのようにパブリック コメントを利用する場面がなかったわけではないので、そのあたりで不 信を持たれているかもしれない。それを綿密に、何回も繰り返すことに よって、政策を行う機会を逃してしまうかもしれない。それを覚悟の上 で、市民がそれに乗っかるのであれば、それが一つのありようであると 思う。そのような形で、具体的な政策をつくり上げていくことも必要な のではないかと思う。

永長委員

- 先ほどの補足だが、パブリックコメントという意味では、そもそも第5条のところで、市政の情報を出すとしており、その際にも議論になったが、たたき台の段階ではなかなか難しく、努力して早い時期にということになったと思う。
- 情報を出すということは、当然ながらそれに対する反応を市としても把握する必要があるので、確かにパブリックコメントには決定前のアリバイのような意味があったのかもしれないが、今後、このような条例が制定されれば、同じような案件でも、最初の案の段階で情報を出し、それ

を踏まえていくという形になるのではないかと思う。

関谷会長

• パブリックコメントについては、問題はないと思うが、ここで言っているのは、市民から出された提案や意見をめぐって、どのような形でそこがオープンにされるのかである。

永長委員

- 全てを公表というのはなかなか難しいが、ケースバイケースでやっている場合もある。市長への手紙も、質問者に対して返答しているし、市長と話し合う会の記録も公表している。個別には、担当レベルで説明していることもあると思う。ただ、この条例ではっきり書くのであれば、ある程度のルールが必要であり、「意見公募の手続による」と限定する必要があると思う。その代わり、今までよりもパブリックコメントを充実してまいりたい。
- (条例で)決めておきながら、出す出さないは総合的に判断してという わけにはいかない。決めたからには、きちんとルールに則ってやってい くという中では、市としては、今の段階では、「意見公募の手続きによ る」とすべきであるという意見である。

関谷会長

- 一つには、パブリックコメントだと、意見を出して答えは来るものの、なかなかやりとりにならないということもある。市としては、そのようなお考えだと思うが、今のパブリックコメントの運用上では、なかなかやりとりができない。そこがおそらく「参加の機会の保障」で問われている大きな論点であり、やりとりということを第 10 条の中に盛り込めるかどうかである。
- 全てを公開するとなると、先ほどから何人かの方がおっしゃっているように、なかなか難しい問題が出てくると思うが、やりとりをするという部分をこの第 10 条のところで最低限保障するということをうたえるかどうかが大きなポイントになってくる。

千葉委員

- 第 10 条の市民が言う意見をどう保障するのか、そしてそれをどのように活用するのかというのが、一番大事なところだと思う。これを、先ほどお話があったように、市の都合で公表しないというように決めてしまったら、この条例自体が死んでしまうのではないかと私は思う。
- 「市長への手紙」が意見公募に入らないのかと考えると、おそらく規則などで決めてあり、意見公募に含まれると思うし、「市長と話し合う会」も、意見公募の手続によって成り立っていると思う。パブリックコメントだけが意見公募の手続ではないという考え方に立つべき。たしかに、「市長への手紙」は本当に公表できないものもあるが、中には良い意見もあるので、そこで保障していかないと、ここは重要なところであると思う。市の目的だけで(意見公募の手続を)やっているのではないかという意見を持っているが、市の考え方をある程度市民に公表できる形できちんとやっていただきたい。今の条文案で満たせないのであれば、書き換える必要があると思う。

中山委員

- おそらく、条文の中だけで整理するのは、非常に難しいのではないか。 いまお話があったように、パブリックコメントだけでなく、市長への手 紙にも良いことがあるので、公表できるものについては、一定の時期を 定めて公表するなど、解説の中でうたってはどうか。先ほどから話が出 ていることについても、第 10 条の条文の中に整理するよりも、やりと りに関することなどを解説の中で述べてはどうか。
- パブリックコメントも、市民の方から意見があり、きちんと理由を示して答えを出しているので、返ってくる部分もある。やりとりが一度しかできないとは、どこにも書かれていないので、きちんとできるということを、解説に書けばいいのではないか。

関谷会長

• パブリックコメントについては、まさにおっしゃるとおりで、第 10 条に収れんさせなくても、いろいろな場面で市民が参加していくことがうたわれていれば、パブリックコメントを今後そのように運用していくということになる。必ずしも、第 10 条に全てを集約させる必要はない。そのあたりは、条文は全てをもってストーリーになっているので、既存の制度や手続きについても、この条例に照らせば、いろいろな風に解釈運用していくことができる。第 10 条だけにこだわらなくてもよいということは、踏まえておいていただきたい。

永長委員

- たしかに、パブリックコメントが中心になってしまうが、それだけでは 狭いのではないかというのはおっしゃるとおりであり、このあたりは、 私どもでいったん引き取り、表現の仕方を検討させていただきたい。
- 実際に、表現に沿うような市の体制も考えなくてはならない。確かにパブリックコメントだけでは狭いので、もう少し広がるような形について、引き取って検討したい。

北田委員

- 「市民からの要望」と皆さんはおっしゃっているが、これはそのような制度、窓口を開いているわけであり、市が意見の提出を求めていると考えれば、個人的な要望や自治会からの要望なども、公募していると考えられる。
- 公表できない問題があるということは、確かであるが、第一には個人情報を保護しなければならない。それについては、個人情報保護条例や市の個人情報の取り扱いなどできちんと保護されている。それを無視して出せと言っているわけではない。
- もう一つは、河野委員も申し上げたように、第10条第2項で「多角的・総合的に検討して」と言っているので、そうしたことも考えれば、公表したことによって問題が発生するようなことが公表されることは、おそらく起きないのではないか。
- いろいろな市民の皆さんから出されるいろいろなものを、市民が共有していくことが大事である。そうすることによって、いろいろな新しいアイディアや、同じような問題で悩んでいる人たちの解決の方法にも繋が

ると思う。そのような意味での「公表」を、この条例の中で位置付けていただきたい。

三浦委員

• 皆さんの議論を聞いていたが、個人に対して返事するのか、地域に対して公表するのか、市民全体に公表するのか、そのあたりの取捨選択を、市としては皆さんのご意見を取り入れて、公表するものを考えてまいりたい。

関谷会長

- 私が先ほど申し上げた 5 つの要素を、もう一度市の方としても検討していただければと思う。
- 繰り返しになるが、一つ目が「提案」である。提案する機会を増やしていこうということについては、皆さんそれほど異論はないものと思う。
- 二つ目は「検討」である。この「検討」に、先ほど私が申し上げた言葉で言うと「やりとり」が関わってくる。提案され、市の内部で検討し、 その結果を出してくれればいいのか、それとも、提案するだけでなく、 やりとりのプロセスを一緒に踏みたいということにするか、「検討」と 「やりとり」が二つ目の要素である。
- 三つ目の要素が、「理由と結果」である。確かに、結果を出すにあたっては、理由も同時に伴うのは、そのとおりであるが、理由付けが一般的に弱い。「お金がないから」というのは、確かに大きな理由ではあるが、それだけでは理由の説明としては不足する。では、そこをどう深めていくのか、そのあたりの理由も含めたのが三つ目の要素である。
- 四つ目は「公表」である。どの段階のものを公表するのかというのは、 なかなか悩ましいところでもあるので、「公表」をどう位置付けるかを 検討する必要がある。
- 五つ目は、「反映」である。可能なところから、どんどん反映させていくということで、これもそれほど異論がないところだとは思う。
- 「検討」と「やりとり」の部分、「理由」の部分、「公表」の部分を、どう第 10 条の中で文言として落ち着かせるか。これは宿題とさせていただきたい。ペンディング(保留)ということで、議論はまた次回にさせていただきたい。非常に大事な部分であるので、もう少し時間をかけながら、各委員の皆さんで検討していただきたい。

丸嶋委員

• 先ほど、(まちづくり協議会の) 図の話をしたが、検討の際、このよう な図をイメージしながら、検討していただきたいと思う。

高信委員

- 未だに質問されても答えられないが、関谷会長がおっしゃったような 5 つの点を頭に入れておけば、失敗した建設を途中で止める方法がないものかと疑問に思う。
- 図書館の移転の話なども、すでに決まってしまって、何も言うことができず、とても困っている。消防署の前に、広い道路ができて開通したが、あれが何なのかわからない。切実に、お金がないと言っている最中に、あんなところに道路ができてしまい、尻切れトンボになってしまってい

る意味がわからない。立ち退きなどもあったのだろうが、ほんの一部である。

- 図書館の移転なども、年齢を問わず、子どもから大人まで使うので、もっと真剣に考えて欲しかったと思う。これから先も、どのように使われていくのか、余計な心配をしてしまう。小さい子どもにとって危険な場所でもある。駐車場についても、問題がある。
- ある日突然、図書館がそごうの跡にできると聞かされた。話し合いがあまり行われなかったと聞いたときには、お金がない市政なのだから、空いている建物を利用するなど、もっとお金のかからない方法があったのではないかと思った。もう少し話し合ってほしかった。これから先も、そのようなことがあったということを念頭に置いてほしい。

関谷会長

- まさにそのようなことがあるので、そのプロセスをどう丁寧に描ける か、ルール化できるかということである。
- そのことも含めて、宿題とさせていただき、本日出た意見を集約しながら、次回、もう少し詰めた形で、たたき台を示させていただきたい。市民の会の皆さんから提出されている原案どおりが良いのか、かなり抜本的に変えた方がいいのか、それも含めて、いくつかのたたき台を準備させていただきたい。
- 第 10 条に関しては、市民の会の皆さんから、第 13 条を削除して、こちらに移したいという話もあるので、お手元の第 13 条をご覧いただきたい。
- もともとの市民の会の提案では、「意見等の公募」とある。意見を提案 するということで、第 10 条に一括してはどうかというのが趣旨だと思 う。
- 今のままの文言では、第 10 条とかなり重複する部分も出てくるので、 第 10 条に入れ込んで、次回議論をさらに進めることとしたい。移した いという趣旨について、ご説明願いたい。

犬飼委員

- 本日配布した市民の会の資料の(3)にも書いているが、提言書の第13条は、第10条の内容と重複しているので、削除を提案したい。
- 第5条第2項にあった、「市民の持っている有効な情報の提供」が、個人情報に関わるとのことだったので、第5条第2項の趣旨は生かしたいということもあり、「提案制度」という条項を第10条の後に設けたい。
- 「提案制度」として、「市は、市民が持っているまちづくりに有効な情報や技術を生かすため、提案制度を設けるものとします。」という条文を入れることを提案したい。

- 第13条は、もともと「意見等の公募」となっていたが、「提案制度」と して、新たな条文を加えたいというご提案である。
- 第 10 条は、市民が意見や提言を出すということを前提にしている条文 なので、第 10 条の後に提案制度を入れた方がいいのか、もう少し位置

付けを考えたほうがいいのかというのは、議論の余地があるところ。

• 提案制度のことも含めて、第 10 条と一緒に宿題とさせていただき、次 回整理して議論したい。「提案制度」を入れ込んだ方がいいというご意 見が出たということまでを、確認しておいていただきたい。

白土委員

「提案制度」というものが、どのようなものを指しているのか、ちょっとよくわからない。

関谷会長

イメージを膨らませるために、提案制度でどのようなものをイメージしているのか、簡潔に説明していただきたい。

犬飼委員

• 「市が手掛けてきた事例」が資料として配られているが、このようなさまざまな事業には、市民のアイディアでつくられるものもある。そのような提案があった場合に、対応していくということである。また、団体をつくって、「こんなことをやりたい」という協力を求めるなどのことである。いろいろなアイディアがあると思うし、まちづくりを目指してやっていきたいという提案が、具体的にはこれからいろいろ出てくるのではないかと思う。

関谷会長

- イメージ的には、市民団体など、いろいろな形態の団体があると思うが、 市民が「このような事業をやってはどうか」という提案をし、市の方で それに対して一定の補助金などを出したり、市の事業として採用した り、いろいろなやり方がある。
- 同じ提案制度であれば、行政が提案する場合もある。行政としても、事業をやりたいと考えたときに、行政単独でやるのではなく、市民の方々の具体的な参加を伴って実施したいので、いろいろな案を持つ方々にどんどん提案してほしいと募り、市と一緒に協働事業をやっていくこともあり得る。
- 提案制度は、県内 50 数市町村の中で、半分ちょっとの自治体で実際に 導入している。茂原市には、今はないと伺っているが、茂原市でもやる べきだというご意見を、そのようなイメージでとらえておいていただき たい。

丸嶋委員

• 第10条第1項の後半で、「市民が提案や意見を出しやすい多様な機会を 提供する」とある。これは提案制度とは違うのか。これだけでも十分で はないか。

白土委員 関谷会長

- 敢えて「提案制度」ということを、言葉として入れる意味合いは。
- 第 10 条の最初のところに書いてあるように、既にいろいろな意見を言う機会がある。ただ、それが裁量になってしまっている部分もあるので、 それをルール化したいということがある。
- また、一般的にうたわれている中に「提案制度」を含めて位置付ければいいのではないかという意見もある中で、これを特出しする理由はどこにあるのか。

犬飼委員

第 10 条第 1 項で言っていることは、さまざまな未知の要素が絡んでく

ると思う。

• 提案制度を入れたいということは、具体的にしていかないと、絵に描い た餅になってしまうという意見があり、一つの方法として、第 13 条の ことも加味しながら、具体的な制度として入れたいという趣旨である。

千葉委員

- 「市長への手紙」がそのような趣旨ではないのか。私は、「市長への手紙」の制度をつくったときに担当していたのだが、「市長への手紙」は当初、そのような意味で実施していた。しかしながら、内容は、「市長と話し合う会」も同じであるが、いわゆる「どぶ板行政」になってしまう。
- (当時の)市長は、いつも「茂原の未来を語りたいのに、どぶを直せ、 道を直せと言われてしまうのは嫌だ」と言っていた。市長への手紙も同様である。そういう発想では、提案制度についても、今ある「市長への 手紙」で十分だと私は思う。

犬飼委員

ここで言っているのは、例えば NPO やボランティアなど、具体的な考えを持って、提案し、実施していく制度のことである。

千葉委員 犬飼委員 関谷会長

- それは、個人ではなく、団体に求めていくということか。
- 制度としての提案制度である。
- おそらく、市長への手紙とか、自治会ルートを通じてというのは、従来のイメージだと、要望などの意味合いが強い。いま提案されている「提案制度」は、「市にこうやってほしい」というのではなく、「私たちがこのようにやる」というものである。例えば、子育て支援で、市で実施されているものがいくつもあるが、まだカバーできていない範囲について、団体だけでは厳しいので、市と一緒にやりたいという提案をするものである。
- 市で一部支援をし、あとは団体で主体的に運営するということも含めた 提案であり、陳情や要望とは性格が異なるものである。市民の主体性の 比重が多い提案もあるということは、押さえておいていただきたい。

河野委員

- 今は、どちらかというと行政からの提案が多いと思う。
- イメージが湧くかどうかわからないが、子育て支援で実施されている学 童保育は、18 時半で終わってしまう。その後、誰が子どもの面倒を見て くれるのかと考えたときに、例えば埼玉県だと、有料の NPO が立ち上 がっており、18 時半から 21 時までを見守ってくれるので、両親は共働 きができる。それは、行政と NPO がいっしょにやらないとできない。 そういう意味での、具体的な提案である。
- 登校のときも、これから東京まで通勤する際に、6 時に出勤しないと会社に間に合わないので、その後 1 時間くらい誰が子どもの面倒をみるのかというときに、有料で見守るということが、行政ではなかなかできない。それを、例えば NPO との協働で実施することなどを、具体的な提案とお考えいただければ、分かりやすいのではないかと思う。

関谷会長

- 「提案制度」を協働のところに入れるという議論はしていないのか。
- 提案制度を第 10 条に集約すべきか、第 10 条の前後に新たに加えるか、 それとも協働の方に移すべきか、ここは意見がいろいろあるところなの で、今日の段階では保留とさせていただき、次回、第 10 条と密接にか かわることなので、併せて議論してまいりたい。
- この後、休憩を挟んだ上で、第 11 条以下についてご意見をいただき、 時間があるようであれば、第 4 章の方に入ってまいりたい。 (小休止)

関谷会長

- 会議を再開する。
- 先ほど議論した、第 10 条の「参加の機会の保障」、原案の第 13 条及び 新たにご提案いただいた「提案制度」については、かなり密接なところ があるので、次回までに新たな論点整理またはたたき台をつくるような 形で、次回の議論に委ねたい。
- 「提案」は、市長への手紙や自治会を通じてなど、既存のルートはある。 それである程度まかなえている部分はあるが、近年出てきている市民からの提案は、「市でこういうことをやってほしい」ということだけではなく、「自分たちもいろいろやりたい、いっしょにやろう」ということが増えている。その「いっしょにやる」ということがなかなか難しい。 市民の側からも難しいし、市の側からも難しいことがたくさん出てくる。一つの事業を組み立てるというのは、そう簡単なことではなく、いろいろな制約があり、効果を出すためにはどのような連携をするのが効果的なのかなど、いろいろ考えなくては、なかなか「協働」ということにならない。どの自治体も、今そこで悩んでいる。
- 提案制度を設けている自治体は、県内で半数を超えているが、同時に足踏みしてしまっているところがあるのが実情である。そのような意味では、仮に「提案制度」を組み入れていくのであれば、どういう提案のされ方、意見をどう取り扱ったのかというやり取りを、丁寧に描いておかないと、下手をすると絵に描いた餅で終わってしまうということになりかねない。そのあたりも含めて、次回改めて議論に委ねたい。
- 残りの時間で、第13条は先ほど申し上げたとおりペンディング(保留) としたいので、第11条「男女共同参画」、第12条「子どもの参加の機 会の保障」について、ご意見をお願いしたい。
- 「第5回協議会 論点の整理」というA4両面の資料の2ページ目に、 第11条・第12条についての論点が記されているので、それも踏まえな がら、この2項目について、ご意見を頂戴したい。

河野委員

• 丸嶋委員にお聞きしたいが、つい先日、自治会長連合会の理事のメンバーを拝見したところ、自治会長の集まりなので、男性ばかりであり、違和感を覚えた。自治会長連合会でまちを動かしていくとなると、女性の意見がなぜ入っていないのかということになる。それはいろいろな理由

丸嶋委員

- があるとは思うが、女性の人たちを入れようというお考えはないか。
- 各単位自治会長は、ほとんど男性である。女性がちらほらいるようだが、 そういうところはだいたい任期が1年で変わってしまう。自治会長連合 会では、各自治会で、男性であれ女性であれ、会長の任期は最低2年、 できることなら4年・6年とやってほしいと求めている。そうでないと、 自治会のことが分からず、継続的な事業もできない。各単位自治会には、 任期を長くしてほしいとお願いしている。
- 単位自治会レベルになると、最近は共稼ぎであったり、高齢になってもまだ勤めている方がいたり、適材な人物もなかなか地元で得られないようである。自治会長を誰もやる人がいないので、自治会を解散してしまおうというようなところもある。そういう時代である。
- そのような中で、女性がどうのこうの言う人はおらず、ぜひ出てほしいと思っているが、単位自治会から出てこない。単位自治会には、役員や協議員としては女性がおり、単位自治会の中では女性の意見も十分に反映されていると認識している。

河野委員 丸嶋委員

理事会は、自治会長しか加われないという規約になっているのか。

「自治会長連合会」である。

河野委員

• そうだとすれば、規約を変えるなど、大改革をしなければならないのではないか。

丸嶋委員

• 自治会長連合会の枠組みでは、今の制度が精いっぱいであると思う。長南町のように、区長制度にして、行政が選ぶということにすれば、できるのではないか。

河野委員

• 今日申し上げた話は、次の第4章にも関わってくるので、話題とさせていただいた。そのあたりも念頭に置きながら、検討を進めたい。

丸嶋委員 関谷会長 また、いろいろと意見を出してもらえれば。

事務局(企画 • 男女 政策課主査) 27 ⁴

- 茂原市は、男女共同参画の計画は立てているのか。どのような方向性、 運用の状況があるのかを、簡単に説明願いたい。
- 男女共同参画計画は、今は第 2 次の計画が動いており、平成 23 年から 27 年までの 5 か年計画になっている。来年度で計画が終了するので、 見直しの時期に差し掛かっている。
- 計画では3つの大きな柱を立て、先ほどから話が出ていた地域での男女 共同参画や行政内部での管理職における女性の割合など、数値目標を設 けているが、お話が出ていたように、思うように進展していないのが実 情である。
- 男女共同参画計画を策定する組織も、「懇話会」という市民組織を立ち上げて計画を練っていくことになるが、その組織は「男女共同参画」の考えに則って構成されている。

関谷会長

• 地域から、政治、行政を含めて、女性の参加、参画をどのくらい促進していけるのかが、大きな流れになっており、自治体単位でも計画がつく

られ、可能な限り女性が参画する機会を保障していくということで、動きとしては出ている。これをある程度、ルールの中にも盛り込むというのが、第11条の趣旨である。

中山委員

- 第 11 条も第 12 条も、これを条文化したときに、これに基づく他の条文をつくったり、規則をつくったり、別のものをつくらなくてはならないことを想定しているのかを伺いたい。
- 男女共同参画社会基本法という法律に基づき、市でも男女共同参画計画をつくっているが、この第 11 条だけを見る限りでは、ごく当たり前のことを書いてある。まちづくり条例そのものが、理念条例なり包括条例という位置付けの中で、今まで市民の権利や義務を議論してきたが、市民の中には、男も女も子どもも入っている。敢えてここで特出しをしているので、もっと女性に社会進出をしていただき、また、子どもにも注目しなくてはならないということはよくわかるが、特出しをしなくてはならない理由がどういうところにあるのか。
- 特に、第 12 条については、子どもという位置づけを、何歳から何歳までととらえるのか。(市民の会で)つくった経過で議論をしているだろうから、そのあたりを確認した上で、議論していきたい。

犬飼委員

- 先ほど、自治会長連合会の話があったが、議会も 24 名中女性が 4 名である。やはり、敢えてここに「男女共同参画によるまちづくり」という項目を入れる必要がある。
- やはり、女性の意見もかなり貴重ではないかと思う。防災などでも、女性の意見がとても生きている部分がある。そのような意味でも、これは必要な箇所ではないかと思う。
- 子どもについては、未来を担う存在であり、人口減少で流出が続いているという側面もあるので、未来を育てるという意味で、子どもに大人たちの活動を見せるということも、とても大事な部分と思う。少子高齢化という現状を踏まえた上で、男女共同参画と子どもの参加を入れたいという趣旨で、ここに入っている。
- 年齢については、法律上でも 20 歳を成人とする場合もあり、18 歳まで としているものもあり、一つには限定されていない。特に何歳というこ とを想定しないで、この項目を設けた。小学生や、小学生未満の子ども、 高校生なども含まれる。高校生は、かなり活躍している。そのような年 代の子どもたちを想定している。

中山委員

このほかに、条例をつくるのか。

それは、ここではうたっていない。

犬飼委員 中山委員

• この条文をつくることによって、そのようなことが発生してくるのか。 そのようなことは想定しているのか。この条文だけつくれば、あとはい じらなくていいのか。

犬飼委員

ここにうたえば、あとはどうでもいいということではない。「男女がお

互いを尊重して、共同で参加する」としているので、いろいろなものが絡んでくる。自治会も、世帯主が中心になっているので、どうしても男性が中心になってしまうとは思うが、そこで一工夫が必要だし、議会や市職員なども、女性のポストがもう少し増えていくような方法で考えていってほしい。そのために、新たに条例をつくるということは、ここでは特に言及していない。子どもの参加も同じである。

中山委員

- 前回か前々回か、関谷会長から、子どもの関係については、多治見市などで非常に進んでいるというお話があった。子どもの権利条例などをつくっていると聞いたので、例えば、市民の会の皆さんも、子どものことをうたったのであれば、いろいろな議論の中で子どものことが出てきたのであろうから、これを入れたことにより、行政の方で子どもの権利条例のようなものをつくっていくという具体的な話が出たのかと思ってお聞きした。
- 男女共同参画と子どもを特出しすることについては、私は全く反対ではなく、いいとは思うが、子どもの年齢を制限していないということではなく、小学生や入学前の子どもであっても、ある程度物事が分かった段階で、いろいろな形で社会参加をさせるという思いがあったとき、親御さんの考えが入ってきてしまうのではないかと思う。子どもの位置付けを、ある程度制限した方がいいのではないかという、個人的な思いがあったのでお聞きした。そのあたりはどうなのか。

犬飼委員 中山委員

- 親御さんによる考えというところが、ちょっとよくわからないが。
- 例えば、茂原の将来のまちづくりを考えるというときに、つくるつくらないは別として、子どもの権利という条項があったとき、市とすると、子どもの意見を十分尊重しているというアンケート調査を行う。子どもがどんな思いを持っているのか知ることは、大変重要であり、年齢の制限がないということになったときに、子どもが親に聞き、親は子どもにこうしたほうがいいと答えてしまうと、それがそのまま上がってきて、それが子どもの意見となってしまうので、それでいいのかという危惧があったので、確認をした。
- このような条項が出てきたので、どのような議論を経て提案されたのか と思ってお聞きした。特に議論していないと聞いたので、それはそれで 良い。
- その上で、前に述べたようなことが問題点として考えられるのではないかと思い、皆さんに投げかけた。

北田委員

- 市民の会では、この条文をつくったことによって、具体的にどうやるか というところまでは、詰め切れていない。
- 今の時点で、男女共同参画や子どもの問題は非常に重要であるという認識があり、これはぜひ入れておくべきだろうと考え、入れておいた。
- むしろ、この条文ができれば、これを元にして、皆さんが現在女性の置

かれている状況を考え、その権利をどう保障していくのか、そのために 必要なシステムとして、新しい条例が必要だということになれば、その 時点で、条例が必要になってくると思う。私どもの中では、そこまで議 論が進んでいなかったが、周知が進んでいけば、そのような問題は必ず 出てくるのではないかと思う。

• 子どもの問題について言えば、当然のことながら、国際的には子どもの権利条約というのがあり、子どもの自己決定権や意見表明権が基礎になっている段階。これが進んでいけば、この問題を具体的にどのように保障していくのかということで、保障するための手段としての制度が出てくるものと思う。残念ながら、私どもでは、そこのところまでを議論して位置付けたということにはなっていないので、説明は控えさせていただきたい。

関谷会長

- 第 11 条、第 12 条については、全体の中で見れば「特出し条項」である。 男女共同参画といった場合には、従来から、圧倒的に男性が優位な社会 が事実上ある。その中で、女性の権利を明確にうたっていくというのが、 男女共同参画の流れの根本的な考え方である。そのような中で、このよ うな条項を設けることで、各方面に是正していく、女性が積極的に参加 していけるような動きをつくり出していく、いわばその根拠として、こ の条項を入れ込むというのが基本的な趣旨。その先に、さらなる具体的 な取り組みや条例をつくっていくということは、もちろんあり得るこ と。
- 男女共同参画の条例がどれくらいあるのかは、ちょっと調べたことがないが、子どもの権利条例については、前回申し上げた多治見市や、川崎市あたりは、かなり積極的に取り組んでいる。「子ども」というものを、自治体としてどのように位置づけ、尊重していくかの、一つの現れであり、条例までつくってしまっているというのは、子どもに対して相当力を入れているということになる。個別条例をつくる動きになるかどうかは、今後に委ねられているが、その根拠を、少なくともこのまちづくり条例の中に入れておくという話であると思う。この中身を今後どう膨らませていくかは、未知数であると押さえておいたほうがいいと思う。

犬飼委員

- 第 11 条のところは、「参加」が重なってしまっているので、「市民自治によるまちづくりへの参加」の「への参加」の部分をカットしていただきたい。
- 第 12 条は、「市民及び市」で「議会」が抜けていたので、「議会」を入れていただきたい。

関谷会長

• 第8条から第10条までを「市政」とするのか「まちづくり」とするのか、ペンディングにしているが、第11条・第12条にもその問題は絡んでいる。先ほどの「自治会における女性の参加」を想定するのであれば、「まちづくり」的な意味合いで考えておいた方がいいと思う。

- 私のイメージでは、第8条・第9条・第10条は「市政」であり、第11条・第12条と第4章はもう少し幅広い意味なのではないかと思う。それは、今後の議論に委ねるとして、「参加」の文言もそうであるが、第11条には「市民自治」が入っている。ここでいきなり「市民自治」と出てくるのは、ちょっと違和感があるし、女性、子どもの特出しであるから、第11条は「参加」が主語になっており、第12条は「市民及び市」に議会を加えるということになっている。条文としてのバランスも、ちょっとずれているところもあるので、文言を少し整えた方がいいかもしれない。
- 女性と子どもを特出しするという趣旨の条項ということは、踏まえておいていただきたい。その上で、どこまで表現として盛り込むか、もう少しご意見をいただきたい。
- 第 11 条の場合は、まちづくりに男女がお互い尊重しながら共同で参加するということがうたわれている。場合によっては、女性の立場を尊重するとか、いろいろなことを加えるのはあり得るところ。細かな文言は置いておくとしても、盛り込むべき要素として、提言書にあるようなものでだいたいよろしいか、もう少し別の要素を加えておいた方がいいのか、ご意見を伺いたい。

林委員

- 市民自治に関わるかどうか考えがまとまらないが、私ども農業委員会には、2年前に初めて女性が委員として参画された。茂原市の場合、定数が27名になっているが、20名が公選、7名が各種団体や議会からの推薦で構成されている。後者の枠の中で、1名女性が参画された。本当にありがたいことであるが、1名だとやはり大変である。
- 農村地域のことであり、公選で(女性が)出てくるのは難しい。地域の 推薦や選挙となると、市議会議員以上に難しいかもしれない。農地に関 わることなので、(女性が) 1名だとかなり苦慮しているようである。そ の方は、農村女性のいろいろな行事に自分から率先して参画されている 方なので、考え方も立派で、発言もされている。とてもありがたいと感 じている。
- 皆さんも新聞等でご存じのとおり、規制改革で、来年の通常国会で決定すると思うが、農業委員会は20名の公選のうち10名が市町村長の推薦になる。後は市長の考えで、いかに女性を入れるかということになる。後の推薦団体の7名は、なしということになるようである。これを各市町村長の考えで、どうするか。茂原市は半分の10名ということになるので、非常に厳しいことになる。(組織の)組み替えの中で、市長の考えが一つの発信として求められてくる。女性は男性と違った、丸みを持った考え方があると思うので、このまま1人でいくとなると、ちょっとかわいそうではないかと思う。

関谷会長

いろいろな団体における構成メンバーにおける女性の割合が、一つの着

眼点である。ここを極力増やしていこうという流れになっている。その あたりも見越して、この文言である程度担保していけるということであ れば、このままでいいと思うし、もう少し踏み込んだ表現が必要であれ ば、そのあたりを描いてもいいのではないかと思う。

高信委員

- 私の経験から言うと、子どもの参加は、幼いときは子ども会という活動があり、現在はどうかわからないが、昔は市子連(茂原市子ども会育成連合会)というのがあり、千葉県の大会もあり、全国大会もあった。中学生になると、青年学級というのがあり、中学生の集まりもあった。そのように、地域の情報交換、交流の場があった。
- 今の子どもたちは、小学生までは親たちも子どもたちも仲良しだが、受験を迎える年ごろになると、近所付き合いが遠ざかっていくということを耳にしたことがある。私が育った時代は、大人たちがしっかりしていて、子どもたちにも役割や分担があり、夏休みの宿題も地域の集会所に集まってやっていたが、今は受験を迎えるので、塾に行くなど、時代が変わってしまっていてわからない。そういうものを復活させるなどのことにも、力を入れてもらいたい。
- 就職したときも、「青年学級」といって、図書館の一部を借りて、スポーツ大会を開くなど、ずっと繋がっていて、茂原市を好きな理由の一つである。小さいときからそのような目配り、気配りがあり、健全に育っことができた。子ども会などは重要であると思う。
- 今はサッカー、野球、体操など、やりたい人は個人でやっている。それである程度成績が出てくると、市町村が応援する。基本、土台になるような子ども会を活かしてほしい。

鈴木 (敏) 委 員

- 関谷会長にお聞きしたいが、何か文言を加えることができるのか。犬飼 委員からも、議会に(女性議員が)4人しかいないという発言があった。 これは選挙によるものなので、私も女性目線での提言が必要だと考えて おり、女性に出てきていただきたいと思うが、選挙となるとなかなか大 変である。
- 先ほど自治会長連合会の話もあったが、自治会長になるのも大変である。私も経験があるが、女性がなかなかそこに出てきていただけない。
 2年、4年とやっている方々が多いので、その方たちが集まって自治会長連合会ができている。そこに委員として女性を入れるというのは、なかなか難しいと思う。
- 先ほどの農業委員の話も、議会推薦の枠があり、そこから一つを女性に ということでお願いした。そのように、枠があり、女性に入っていただ くのであればいいが、それ以外に、選挙などがあると、思いがあっても なかなか出てこられないことがあると思う。
- 選挙に関しては、女性を割り振るということができないので、そういう ところに関して、何かもう一言付け加えるとしたら、関谷会長にお聞き

したい。

- 確かに、議会に女性の枠をということは、これは無理な話である。
- 原則は、今の第 11 条の原案でいいと思うが、これにもし加えるとするならば、ここに書いてあるのは「尊重して参加する」という、どちらかというと権利的な意味合いが含まれているが、いま女性を巡って出てきている流れというのは、権利を認めても、女性がその権利を行使できなければ始まらないということである。
- 例えば、いろいろなところに参加するにしても、女性は家庭のことに縛られ、あるいは子育てと仕事を両立して、どう社会に参加していきたいか。子育てを支援する環境は、あまりにも遅れ過ぎている。そのような意味では、権利をきちんと行使できる、具体的には社会に参加していける、会議に参加していける、団体に参加していけるようにするための、環境整備を積極的に行うように努めるということを盛り込むことは可能である。
- 単に権利をうたうだけではなく、女性がいろいろなところに参加していくことができる環境整備を加えてもいいのではないかと、個人的には考えている。
- あとは、その一環であるが、政策レベルでいけば、女性の参加を促していくことは、同時に子育て支援と連携してくる。今の安倍政権の下でも進められているが、地域経済の活性化にも繋がっているという結び付けである。「ウーマノミクス」という言葉もあり、埼玉県などはそれを率先してやっている。女性の立場を尊重し、社会参加を促していく、環境整備をしていく。それを進めるためには、女性が子育てしやすいようなこと、例えば女性が働く環境として、女性の子育て支援に力を入れている企業を行政としても積極的に評価していくなど、そのような政策がどんどん出てきている。
- それは、ほんの一案に過ぎないが、女性の参加しやすい環境を整えていくということまでを、この条例に描くことは、十分可能ではないかと思う。
- 子どもの方も、第12条のところで、「子どものころからまちに愛着と誇りを持つよう、子どもがまちづくりに参加しやすい機会を設ける」というのは、子どもの一つの権利をうたっているものであり、もしも、敢えて加えるとするならば、先ほど子どもの権利条例の話が出ていたが、「子どもに関する政策が議論されたり、計画されたりするときは、子どもの意見を求めなければいけない」というような考え方もある。入れるかどうかは、いろいろな判断があるとしても、子どもの意見を積極的に求めていくような流れ、あるいは、女性の問題と同様に、子どもたちも社会に参加していく環境整備をしっかり整える。
- 先ほど、子どもの居場所という話もあったが、そのようなことも含めて、

子どもたちが自分なりに豊かな生活を送っていける、そして、いろいろ 社会に参加していける環境を整えることで、いろいろな意見に触れた り、自分の意見を言ったりすることができるようになる。そのあたりを 見越して、女性と同じように、環境整備をうたうのもありである。

- このあたりは「特出し」だと申し上げたが、茂原市全体としての姿勢の表れにもなる。権利を抽象的にうたっているだけで終わっている自治体はそれなりであり、単に絵に描いた餅にしないで注力していくという態度表明として、いま申し上げたような環境整備を入れ込むことは、私はありではないかと個人的に思う。
- そういう環境整備を入れておくと、いろいろな解釈が可能になる。例えば、学校で今いろいろなカリキュラムがあるが、その中で子どもたちにまちのことを考えてもらうとか、子どもたちに将来のまちの担い手として、どんどん意見を求め、市民教育のようなものをやっていこうという流れもある。各方面で、子どもたちがいろいろなことを考える場をつくったり、意見を言える場をつくったりすることが、おそらく求められていく。どう力を入れるかは、市長や議会をはじめ、一定の主導の問題があるものの、いずれにしてもそのような積極的な動きをつくり出す根拠を、ここにある程度抽象的でも構わないので入れ込んでおけば、有効な条項になると思う。
- なかなか議論しづらいということであれば、この原案に、いま私が申し上げた環境整備の類のものを入れ込んで、たたき台を次回お示しさせていただき、その上でご意見をいただくということでよろしいか。そのほうがおそらく、意見を出しやすいと思う。
- 第3章までは、ペンディングのものも含めて、一通り議論したということになるので、ほぼ定刻ではあるが、第4章に入ってまいりたい。
- 現在は「市民自治の仕組み」となっているが、第 14 条がまちづくりと 地域コミュニティの話、第 15 条がその育成と支援、第 16 条がまちづく り協議会の話、第 17 条が住民投票になっている。
- 一点だけ確認したいが、第13条は削除ということでよろしいか。
 - 第13条は削除とし、第10条に入れ込むか、前後に移すかということに なったと思う。
 - 第 11 条、第 12 条は、たたき台を示すので、次回改めてご議論いただき たい。
 - 第4章については、私もこの提言書を拝見したときに、ちょっと座りが 悪いという率直な印象を受けた。一つは、「市民自治」という言葉だが、 通常は、地域で市民が自分たちのことをやるということだけでなく、市 政など全般を含めていると理解される。地域コミュニティのことだけに 用いていくということに対しては、ちょっと違和感がある。「市民自治」 は冒頭で本格的に議論しなくてはならないところだと思うので、「市民

三浦委員 関谷会長

- 自治」という文言を第4章だけで使うのは、やめたほうがいいと思う。
- 「市民自治」という言葉は括弧に入れておいて、第4章でおそらくポイントになるのは、「地域コミュニティ」や「地域活動」をどうとらえていくかという論点だと思う。それはまさに、丸嶋委員が先ほどおっしゃっていたように、お手元に配布された資料の図のとおりである。これが、第4章のところでかなり効いてくることになると思う。
- 私の言葉で申し上げると、「市民自治」よりは「地域自治」なのではないかと思う。文言はいろいろあるとして、自治会や社協、PTA、ボランティア、地元の事業者等も含めて、地域のさまざまな担い手の方々が、地域をどう担っていくのかという話が第4章の主題になる。次回、議論を膨らませていければと思う。
- その中で、近年はよく「多様な主体」ということがいわれる。「多様な主体」をどうとらえればいいのかというのは、実は重要な問題である。第 15 条のところは、その育成・支援ということで、先ほどの提案制度なども含めて、地域をどのように切り盛りしていくのかというときに、市はおそらく自治会等に報償費などの形で一定の関わりがあるが、その関係も含めて、今後行政と地域との関係をどのようにとらえていけばいいのか。このあたりは協働も少し絡んでくるが、市と地域コミュニティとの関係も、第 15 条に関わってくるところ。皆さんがどのようなご意見をお持ちか、整理しておいていただければと思う。
- 第 16 条は、近年出てきている新しい流れであり、私がよく講演で申し上げるのは、行政の縦割りはよく言われるが、地域コミュニティも縦割り化しているのではないかという論点である。自治会、社協、学校、PTA、青少年関係、民生委員というように、地域のいろいろな担い手の方々がいて、いろいろな性格づけがあり、役割を果たされているが、その横のつながりがどれくらいあるのかということである。私がいろいろな自治体や地域にお邪魔して話を伺うと、圧倒的に聞こえてくるのは、横のつながりがほとんどないということである。これが、今の地域づくりを枯渇させてしまっているのではないかという認識が強まっている。第 16条に提案いただいているような「地域まちづくり協議会」の趣旨は、縦割り化してしまっているさまざまな地域の担い手の方々を、横につないで、その横につないだ組織を、例えば学区単位(小学校区、中学校区、社協区単位など、自治体によっていろいろな区割りがあるので一概には言えないが)の規模で、いろいろな団体が参加する協議会をつくり、そこでいろいろな連携をつくり出すということである。
- 市の方も、各団体との縦割りの中でのつながりはあるかもしれないが、 市も地域との連携を相当やっていかなくてはならないという認識の下 で、横のつながりをつくった場との連携をつくり出していきたいという 流れが全国的にかなり強まっている。例えば、学区単位にまちづくり協

- 議会ができれば、市はそこと連携していくという話である。
- 学区単位でつくられたまちづくり協議会で、いろいろな方々が自分たちでいろいろな企画や計画を立て、いろいろなことに取り組む。市もそこにお金を出していくことで、より効果が表れるまちづくりをしていこうという流れがいま出てきている。
- 千葉県内で言うと、この動きが一番盛んなのは香取市である。私が制度 設計に携わったのだが、小学校区単位で、22~3 ある小学校区のうち、 いま 2/3 くらいでこのような協議会が立ち上がり、地域ベースでいろい ろな取り組みが進んでいる。
- もっと早い段階で、数は伸びていないものの、同様の取り組みをしているのが佐倉市、南房総市。このあたりで、横のつながりをつくっていこうという動きがみられる。
- 逆に、このような取り組みをいまやろうとして議論が少しずつ始まっているのが八千代市。失敗に終わったのは流山市。失敗に終わった原因だけ申し上げると、地域の横のつながりをつくるというのは、相当いろいろな手順を踏んで進めていかないと、反発が必ず出てくる。縦割りの中で、自治会の皆さんも相当の負担を持ってやられている。それでなくても負担がいっぱいあるのに、協議会なんて新たな負担を持ってくるというのは、とてもではないがやりきれないというのが、率直な批判として出てくると思う。縦と横をどうつなぐのかという議論を丁寧にやっていかないと、このような発想がなかなか受け入れられないという現実がある。流山市は、そのプロセスを、私から見れば軽んじ過ぎたので、反発が起こり、その反発によってあきらめてしまった。
- 他の自治体は、地域と連携していくというのは必要不可欠なので、なんとかして横のつながりをつくっていきたいとして、そのあたりを積極的にうたい、それを組み込んでやっている。全国的に見渡せば、このような動きはかなり加速しており、特に、西日本の自治体では、かなり活性化している。茂原市にこのような取り組みがふさわしいかどうかは、皆さんが実感としてお分かりになるところもあると思うので、このような新しい取り組みとして、第16条に盛り込まれていることは、非常に注目されているということは、申し上げておきたい。
- 第17条の住民投票は、「市政」に関することである。第4章に入れた方がいいのか、別のところに入れた方がいいのか。個人的には、別立てにした方がいいと思う。
- 第4章としては、いま申し上げた「地域づくり」に絞って議論をした方がいいと思う。第17条をどこに位置付けた方がいいのかについては、その後に議論を委ねたい。
- 次回、皆さんに議論をお願いしたいのは、本日ペンディングとした項目と、第4章地域づくりである。

北田委員

- 関谷会長から第 17 条住民投票の話が出たが、市民の会でもここ(第 4 章)は置き場所としておかしいのではないかという議論があった。いろいろ検討しているが、結果的には、ひとつ前(第 3 章)の「市民参加のまちづくり」に位置付けた方がいいのではないかという話が出ている。そのことも併せてご検討いただければと思う。
- 条文の内容についての検討は、第4章の中で一緒にお願いしたい。

丸嶋委員

• 関谷会長から第 16 条についての話があったが、県が小学校区単位の社会福祉協議会に、福祉のまちづくりの推進のため、2 年か 3 年で 60 万円を交付するという計画を進めている。事務局で調べていただき、この場に資料を出せるかどうか検討していただきたい。

関谷会長

• 北田委員からも話があったが、住民投票については、第3章のほうが望ましいとなると、第3章は「行政、議会への参加」とし、第4章は「地域への参加」と思いきって括ってしまうのも一つの案。そのあたりも、論点の一つとして提起しておきたい。市政、まちづくりへの要望をどうするかということも含めて、次回皆さんからご意見を伺いたい。

事務局(企画 政策課主査)

- 次回は第7回になるが、茂原七夕まつり等の関係から、少し間が空き、 8月1日(金)13時から、本日と同じ502会議室で開催する。
- 当初の予定では、あと3回で審議を終え、最後の1回は答申という形で スケジュールを組んでいた。本日は第6回目の協議会で、第3章までの ご検討をいただいたが、慎重な審議を重ねていただいており、当初の予 定からは多少の遅れが生じているのが実情である。
- ついては、以前は 10 月までということでスケジュールを示させていただいているが、それ以降の予備日程の必要性について、委員の皆様のご意見を伺いたい。あまり後ろに延び延びになるのも好ましくはないが、現在の進ちょく状況に鑑み、事務局としては予備日程についてのご検討をお願いしたい。

- いずれにしても、当初の予定よりはかなりずれ込んでいるが、それだけ 活発にご議論いただいているということであり、非常に大事なルールづくりをしているので、少し延長しながら進めさせていただく。当初も、 ある程度了解はしていただいていたが、もう少し伸ばした形で会議を引き続き継続するということについて、次回改めて確認させていただき、 もしその方向で構わないというご了承をいただければ、日程についても 確認させていただきたい。
- 7月は七夕まつりをはじめ忙しくなる時期と伺っているので、次回の協議会まで少し間が空くが、次回議論する範囲は、かなり地域のことに関わるので、皆さんの日々の活動の中で、これからの地域をどうしたいのかというあたりを、いろいろな情報を集めていただくなど、皆さんの活動、経験を踏まえて、ぜひ深い議論をしたいと思うので、準備のほどをお願いしたい。